

(登録事業者の皆様へ)

令和4年2月25日

(農林水産省委託事業) Go To Eat 北海道お食事券

まん延防止等重点措置の延長に伴う

「販売・利用の延長期限確定」のお知らせ

北海道商工会議所連合会

令和4年2月18日付ニュースリリースで「国と協議中」としていたGo To Eat 北海道お食事券事業の延長期限が、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

利用期限の延長に伴い、使用済食事券の換金スケジュール日程を追加しましたので、ご確認下さい。追加日程分の換金用封筒は、後日お送りいたします。

記

1. 販売期限・利用期限の延長

販売期限 令和4年3月25日(金)まで(現行3月上旬～中旬まで)

利用期限 令和4年4月25日(月)まで(現行4月上旬～中旬まで)

※お食事券には「有効期限/令和3年3月31日まで」と記載されていますが、令和4年4月25日(月)まで利用できます。

2. 店内利用制限の継続

まん延防止等重点措置の適用期間中は、店内での利用制限が継続されますのでご注意ください。

※「テイクアウト」「登録店が自ら行うデリバリー」は、重点措置適用期間中もご利用いただけます。

※重点措置解除後は、店内利用が可能となる予定です。

※解除の日が決まり次第、改めて公式ホームページ等でお知らせします。

3. 換金スケジュール日程の追加

○現行スケジュール

使用済食事券受付締日	3月9日(水)必着	振込日	3月22日(火)
	3月23日(水)必着		4月4日(月)

●追加スケジュール

使用済食事券受付締日	4月15日(金)必着	振込日	4月26日(火)
	4月25日(月)必着		5月16日(月)
	5月13日(金)必着		5月24日(火)
	5月31日(火)必着		6月14日(火)

4. 掲示物のお願い

下記ページをプリントし、店内に掲示してください。

- ・「Go To Eat 食事券利用のお客さまへ」
- ・「～店内では下記の遵守をお願いします～」

5. まん延防止等重点措置の延長による飲食店等への要請

対象地域	全道域
延長期間	令和4年2月21日（月）～3月6日（日）まで
対象施設	飲食店（居酒屋を含む）・喫茶店、キャバレー、カラオケボックス、結婚式場、ホテル・旅館の宴会場 等
要請内容	<ul style="list-style-type: none">●第三者認証店（下記①②のいずれかを選択）<ul style="list-style-type: none">①営業時間 5:00～21:00（酒類提供 11:00～20:00）②営業時間 5:00～20:00（酒類提供 終日停止）※期間を通しての選択となります（当初の選択は変更不可）●非認証店<ul style="list-style-type: none">・営業時間 5:00～20:00（酒類提供 終日停止）●共通<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、徹底した感染対策を行う。・（協力依頼）感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。

協力金 要請に協力した事業者には「協力金」を支給

	飲食店・喫茶店 等		食品衛生法の飲食店営業許可を受けている キャバレー・カラオケボックス・ ホテル・旅館
	第三者認証店	非認証店	
中小企業・ 個人事業者	1店舗毎1日あたりの売上高に応じて		
	2.5～7.5万円	3～10万円	3～10万円
大企業	1店舗毎1日あたりの売上高の減少額に応じて		
	最大20万円		

- 「要請内容」に関するお問い合わせ
 - ・北海道感染防止対策協力支援金事務局 / 011-350-7377（受付時間：8:45～17:30）
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html>
- 「協力金」に関するお問い合わせ
 - ・北海道感染防止対策協力支援金事務局 / 011-350-7377（受付時間：8:45～17:30）
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html>
 - ・札幌市 / 011-330-8396（受付時間：8:45～17:15 まで）
<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/insyokutenshien.html>
- 「第三者認証制度」に関するお問い合わせ
 - ・北海道飲食店感染防止対策認証制度 / 0570-783-816（受付時間：9:00～18:00）
<https://do-safety.jp/>



北海道商工会議所連合会

Go To Eat 食事券利用の お客様へ



農林水産省

**Go To Eat キャンペーン食事券は、
登録店が行う
「テイクアウト・デリバリーのみ」の利用
とする条件が出されています。**

●店内利用制限の期間●

2月21日（月）から3月6日（日）まで

- ・まん延防止等重点措置の適用期間中は、店内利用が制限されています。
- ・当面の間は、店内飲食でのご利用はお控えください。
- ・重点措置解除後は、店内利用が可能となる予定です。
- ・感染状況により利用条件を変更する場合があります。

●食事券の利用期限が延長されます●

4月25日（月）まで延長

～店内では、下記の遵守をお願いします～

- ・ **短時間のご利用（2時間以内）**
 - ・ **咳エチケットの遵守**
 - ・ **食事前の手洗い、消毒**
 - ・ **大量の飲酒をしない**
 - ・ **会話の声は小さく**
 - ・ **黙食の徹底**
- ・ **食事中以外のマスク着用**
- ・ **発熱等の場合、マスクを着用されていない場合は、ご来店をお断りしております**
- ・ **新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、コロナ通知システムへの登録**